

一般社団法人埼玉県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に関する対応指針 Ver.4

— 第 2 次緊急事態宣言下での注意点 —

令和 3 年 1 月 14 日

新型コロナウイルス感染症緊急対策等臨時委員会

埼玉県は国の緊急事態宣言を受けて、1 月 8 日から 2 月 7 日まで緊急事態措置を行うことになりました。

埼玉県歯科医師会はそうした主旨に従い、会員並びに医院スタッフに上記の措置の遵守を徹底し、なおかつ、医療崩壊を招かないよう、感染防止を図りながら必要な歯科医療を県民に届けなければならないと考えています。

ここに、第二次緊急事態宣言中の注意点をまとめたので参考にしていただき、これらの事態の収束の日まで、本会とともに協力して地域医療に貢献できることを祈念しております。

なお、歯科診療における感染防止の注意点等、今まで発出している、

1. 新型コロナウイルス感染症対応指針(Ver.1) 令和 2 年 4 月 7 日発行
2. 新型コロナウイルス感染症対応指針追補版(Ver.2) 令和 2 年 4 月 20 日発行
3. 新型コロナウイルス感染症対応指針新しい診療様式(Ver.3) 令和 2 年 6 月 8 日発行

を参考にして下さい。

※ 緊急事態宣言の内容

内容は不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後 8 時以降の不要不急の夜間外出自粛（医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く）、施設の使用停止等の要請、飲食店の営業時間の短縮（午後

8時まで、酒類午後7時まで）要請等、遊興施設等の時間短縮、催物（イベント等）の開催制限の要請、その他事業者への要請（テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）、在宅勤務、時差出勤の徹底、職場、寮における感染防止策の徹底、従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ、全てのイルミネーションの早めの消灯）、県立学校における感染防止対策等の要請である。これらに合わせ、さらに県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。その他県内県有施設の休館、施設の営業時間短縮等の働きかけを行う。具体的には劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下としていただくようお願いする。遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000平米超。生活必需サービスを除く。）には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていただくようお願いする。となりました。

目 次

I. 院長あるいはスタッフに感染疑いのある場合の対応 ······	3
II. 上記においてPCR検査で陽性が確認されたときの対応 ······	4
III. PCR検査で陰性であった場合の対応 ······	4
IV. 濃厚接触者となつたかもしれない時の対応 ······	4
V. 歯科医療における濃厚接触者の概念 ······	5
VI. 埼玉県の新型コロナウイルス感染症に対する対応について ·····	9
VII. 国や地方公共団体から助成金が支給された場合の税務上の取扱いについて ·····	12

I. 院長あるいはスタッフに感染疑いのある場合の対応

1. かかりつけ医に相談する。

○事前にかかりつけ医に相談し受診方法を確認してから受診すること。

2. 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」検索システムを用いて埼玉県が指定している「新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関(関連する医療機関等で検査を行う場合も含む)」に連絡する。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

3. 受診先の確認・受診を迷う場合

《埼玉県受診・相談センター》TEL : 048-762-8026 FAX : 048-816-5801

受付時間：月～土 午前 9 時～午後 5 時 30 分（祝日含む）

※受付開始直後は、お電話が混み合います。午前 10 時以降にお電話いただけますと幸いです。

4. 受診先の確認・一般的な質問

《県民サポートセンター》TEL : 0570-783-770 FAX : 048-830-4808

受付時間：24 時間年中無休

（ファックスによるご相談の場合、回答までお時間をいただく場合があります。）

5. 保健医療部 感染症対策課

郵便番号 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 本庁舎 4 階

電話 : 048-830-3557 ファックス : 048-830-4808

II. 上記において PCR 検査で陽性が確認されたときの対応

- ・PCR 検査陽性が確認された場合には、感染症法に基づき保健所の指示に従ってください。
- ・管理者は、感染症法に基づき保健所の指示に従い診療室の消毒を行う義務があります。消毒の範囲や方法については保健所の指示に従ってください。
- ・また、陽性者の濃厚接触者に当たる者を同定する必要がありますので、 管理者は出勤簿、アポイント帳などを準備してください。
- ・陽性者の濃厚接触者に当たる者の定義については、 5、6 ページを参照にしてください。

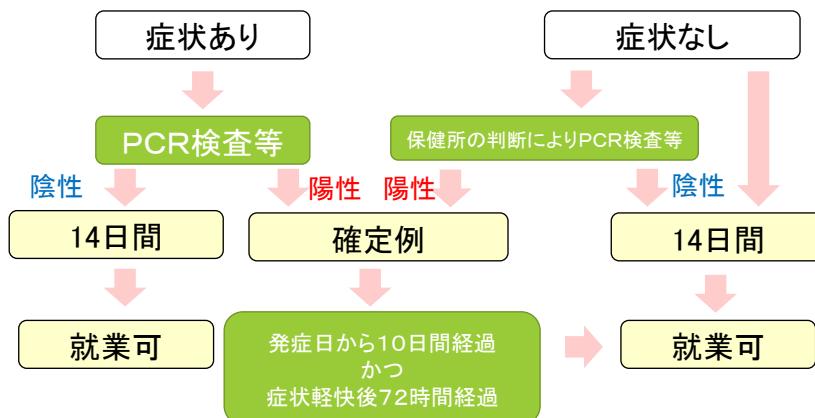
III. PCR 検査で陰性であった場合の対応

- ・症状がある場合は、改善するまで自宅療養し、症状が改善しない時は再 PCR 検査を受ける
- ・症状がない場合は、7～10日間の健康観察をし、症状が出てきた時は再 PCR 検査を受ける

IV. 濃厚接触者となつたかもしれない時の対応

- 患者がマスクをしていなくても、医療従事者が PPE を全て着用すれば、15分以上の濃厚接触があった場合も低リスク
 - ガウンや手袋の着用がなくても、サーナカルマスクを着用し、眼の防護をしていれば、5分以上の濃厚接触があった場合も低リスク
- ⇒ 原則、無症状の医療従事者に対する就業制限なし

5 ページの表 1 における高リスク、中リスクの場合



インフルエンザ流行時の新型コロナウイルス感染症診療のガイドライン

埼玉県・埼玉県医師会（第4版）より抜粋

●濃厚接触者の定義

「患者（確定例）」の感染可能期間（発症 2 日前～）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として 1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き第 4.1 版 P21 より抜粋

V. 歯科医療における濃厚接触者の概念

○基本的には患者（感染者）がマスクを着用していない場合に準じます。

濃厚接触者の定義として上記のように示されてはいるが、歯科医療における具体的な指針はどこにも示されていません。

唯一、神奈川県歯科医師会では神奈川県との協議の中で、

「濃厚接触者の定義」において**濃厚接触者に該当しない項目**に

- ・注水を伴う処置を行い、グローブ、サージカルマスク、目の保護に加えて、口腔外バキュームを使用した場合

と明記されています。出典として神奈川県歯科医師会が発出した「歯科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応指針 Ver. 5」が根拠の一つとなっています。

埼玉県歯科医師会においてもこれを採用したいと考えます

従って、「口腔外バキュームの使用により感染のリスクを大幅に回避することができる」ことから、適切な感染防護対策の定義として、

エアロゾルを発生する処置の場合

- ・N95 マスクまたはそれと同等のマスク（DS2・FFP2・FFP3・KN95）
- ・長袖ガウン・グローブ・目の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）

または

- ・サージカルマスク・グローブ・目の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）・口腔外バキューム

とするのが適切と考えます。

表1 医療従事者の曝露のリスク評価と対応

新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況（注1）	曝露のリスク	健康観察（曝露後14日目まで）	無症状の医療従事者に対する就業制限
マスクを着用している新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間（注2）の濃厚接触あり			
医療従事者のPPE	PPEの着用なし	中リスク	積極的 最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし	中リスク	積極的 最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	低リスク	自己 なし
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己 なし (体位変換などの広範囲の身体的接触があった場合は14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己 なし
マスクを着用していない新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間（注2）の濃厚接触あり			
医療従事者のPPE	着用なし（注2）	高リスク	積極的 最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし（注2）	高リスク	積極的 最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	中リスク	積極的 最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己 なし (体位変換やリハビリなどの広範囲の身体的接触があった場合は中リスクとして14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己 なし (注3に該当する場合は中リスクとして14日)

Interim U.S. Guidance for Risk Assessment and Public Health Management of Healthcare Personnel with Potential Exposure in a Healthcare Setting to Patients with 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV) 2020年4月15日版をもとに作成し改変

注1 記載されているPPE以外のPPEは着用していたと考えます。例えば「眼の防護なし」とある場合は、それ以外の推奨されるPPE(マスク、手袋、ガウン)は着用していたと考えます。

注2 接触時間の目安について、旧ガイドでは3分以上を一定時間としていましたが、海外の各専門機関の指針等を踏まえて全般的に“15分以上”を長時間の基準に変更しました。ただし、患者と医療従事者が共にマスクを着用せず、外来診察など近い距離で対応した場合は、3分以上でも感染リスクが発生する可能性もあります。そのため、時間だけで明確にリスクのあるなしを決定せず、その際の状況も踏まえて判断する必要があります。

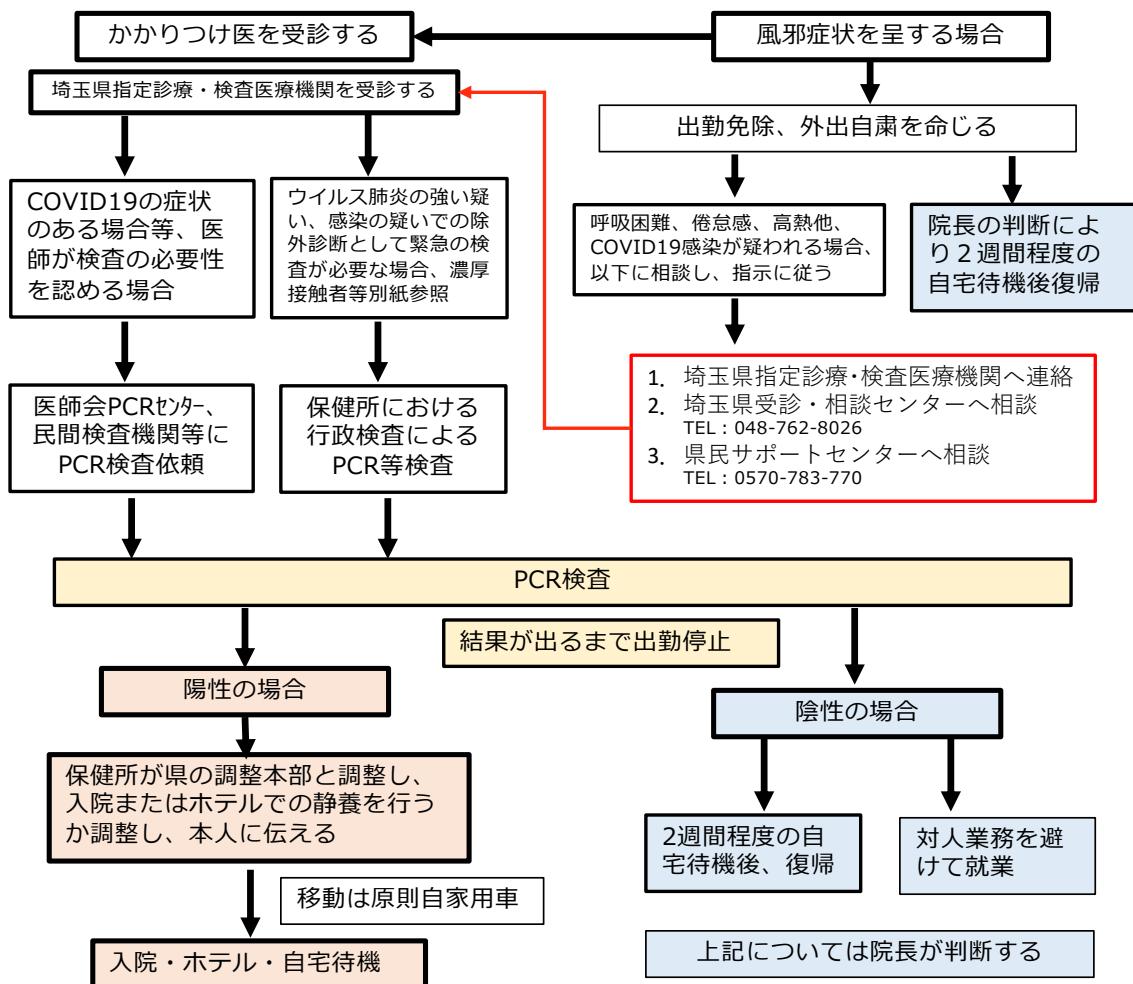
注3 サージカルマスクを着用した医療従事者が大量のエアロゾルを生じる処置を実施した場合や、これらの処置を実施中の病室内に滞在した場合は中リスクと判断します。ただし、N95マスクを着用していた場合は低リスクと判断します。

日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版」より抜粋

V. コロナ感染に関する対応チャート

新型コロナウイルス感染症緊急対策等臨時委員会

院長あるいはスタッフがコロナに感染したかもしれないと感じた時の行動について



歯科医師やスタッフが濃厚接触者とみなされた場合には、所轄保健所の指導の下に、原則的には接触から2週間程度の健康観察の対象となります。

情報公開について

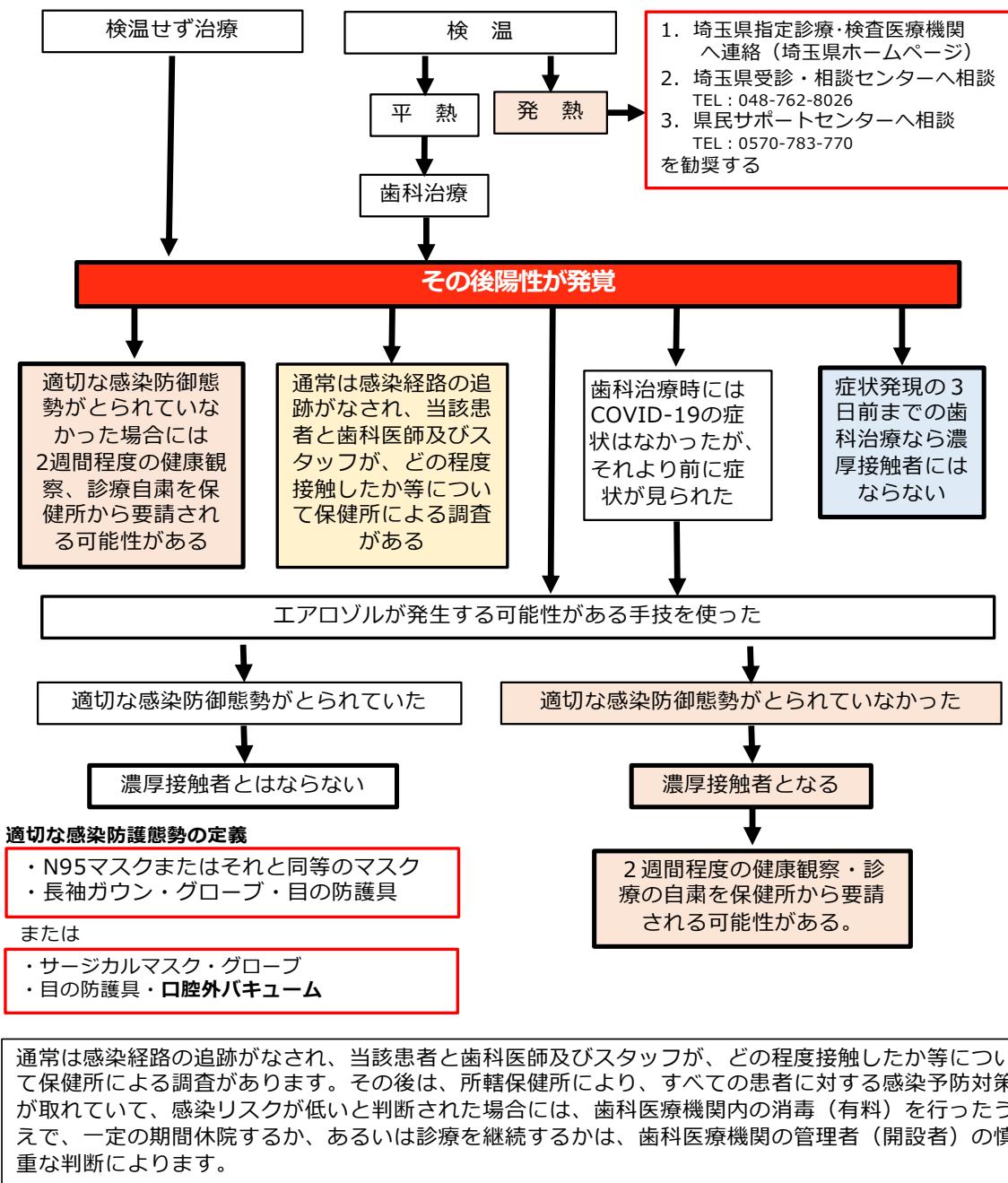
- ・クラスターと認定された場合、接触者の追跡が行えていない場合、歯科医院名が公開されることがあります。情報公開を積極的に行なった方が良いでしょう。
- ・接触者を把握できていない場合には、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させる行動・接触の有無」等を公表する。「公表に際して、関係者の同意は必要ない」ことになっています。
- ・感染者は初発の1名のみで、濃厚接触者が認定された場合、情報公開を行う、行わないの判断、どのような内容にするかも含めて歯科医療機関に委ねられます。
- ・もし情報公開を行う場合に必要な項目としては、患者（確定例）の病歴および行動歴、推定される感染経路、対応内容、今後の対応、その他（院长から患者さんへのメッセージ等）発表前に保健所とよく相談してください。
- ・濃厚接触者が認定されなかった場合には、感染者が患者の場合には情報公開は不要。
- ・感染者がスタッフの場合には個別に判断して下さい。

感染者が来院していた時

現在は「感染を起こさない」ではなく「歯科医療機関でも感染は起こる」と思い準備しなければなりません。ウイルスの侵入を防ぐのは勿論ですが、感染事例が発生しても出来るだけ診療を停止しないように考えなければなりません。

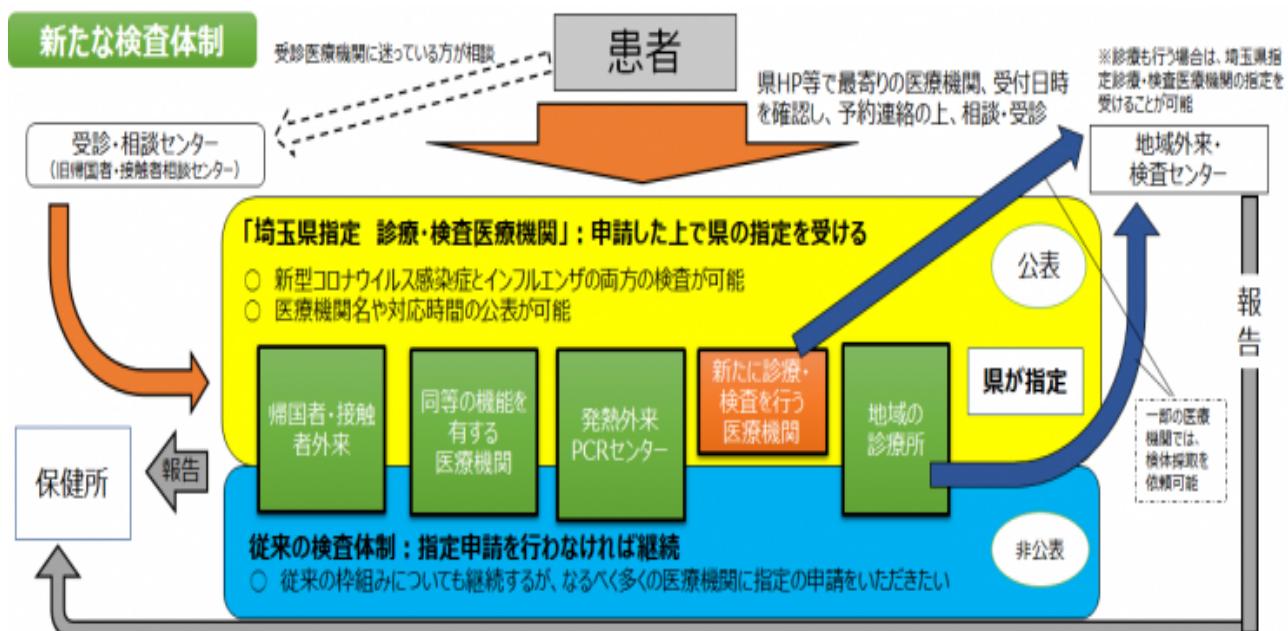
保健所のクラスター対策は接触者調査を中心としていますので、感染経路が追えるように日頃から患者や付き添い、業者等の訪問者の記録を残しておきましょう。

クラスターと認定された場合、感染経路が追えないと歯科医院名が公開されることがあります。



VI. 埼玉県の新型コロナウイルス感染症に対する対応について

1. 埼玉県指定 診療・検査医療機関「新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関」による検査態勢



2. 埼玉県発熱外来 PCR センターの設置について

新型コロナウイルス感染症対策として、埼玉県医師会と都市医師会と連携協力し、全ての都市医師会に発熱外来 PCR センターを設置することで、検査体制の強化を図りました。

PCR センターでは、保健所を介さず、直接病院や診療所など地域の医療機関から感染の疑いがある患者を受け入れができるほか、PCR 検体の採取を集中的に行うため、迅速な対応が可能になります。

また、PCR センターに発熱症状などの患者を診察する発熱外来の併設も促進しています。

なお、現在、発熱外来 PCR センターで行う PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症特有の症状がある場合や特に医師が検査を必要と認める場合に限って行っています。海外渡航に当たっての陰性を証明するための検査等は対象になりません。

3. 埼玉県のコロナ対応指針のまとめ

令和2年6月1日改訂

臨床状況	備考	対応の指針
	特に医師が検査を必要と認める場合（下記に該当する場合を除く）	
COVID19 特有の症状がある場合	微熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く、倦怠感、空咳、呼吸困難、高熱、味覚・嗅覚障害などの症状があり、CT等画像診断は未実施もしくは実施しているが有意な所見がない者	原則、医師会 PCR センター、民間検査機関等による PCR 等（※）の検査
ウイルス性肺炎が強く疑われる者	CT や X 線検査で画像上、肺炎所見があり、細菌・インフルエンザなどによる肺炎が診断上、否定的な場合	
コロナウイルスへの感染が疑われる症状があり、除外診断として検査を緊急的に必要としている者	透析を受けている者 妊婦 クラスター発生の可能性がある場合（介護老人福祉施設など） 医療従事者 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者 糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある者 高齢者 回復者（軽快し退院している者）	原則、保健所における行政検査による PCR 等（※）の検査
濃厚接触者		
感染不安があり検査を希望する場合		原則、検査の対象外

※ 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく方法（以下「感染研法」という）、
および感染研法との一定の一一致率を示した遺伝子検査方法

4. 新型コロナウイルス感染症患者の軽症者等を受け入れる民間の宿泊施設

(令和3年1月10日現在)

施設名	所在地	受入室数	受入人数
1 東横 INN つくばエクスプレス三郷中央駅	三郷市中央 1-14-2	153	42
2 入間第一ホテル	入間市豊岡 1-15-14	99	9
3 東横 INN 浦和美園駅東口	さいたま市緑区美園 4-7-1	171	51
4 加須センターホテル	加須市中央 1 丁目 7-50	85	41
5 パーシモンホテル	新座市東北 2-20-3	108	34
6 東横 INN JR 川口駅西口	川口市川口 2-7-22	126	39
7 ホテルルートイン鴻巣	鴻巣市袋 791-1	138	55

5. 感染症患者の退院までの期間計算のイメージ図

【参考】期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



VII. 国や地方公共団体から助成金が支給された場合の税務上の取扱いについて（国税庁 Q&A より抜粋改変）

国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

【非課税となるもの】

○ 次のような助成金(助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます)は非課税となります。

- 1 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- 2 その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品(所得税法 9 条 1 項 15 号)
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法 9 条 1 項 17 号)

【課税となるもの】

○ 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として 所得税の課税対象になります。

1 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金(例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)

※ 補償金の支給額を含めた 1 年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

2 一時所得に区分されるもの

事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、課税対象なりません。

3 雜所得に区分されるもの

上記 1・2 に該当しない助成金

※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、(参考)をご確認ください。なお、(参考)に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症等の影響に関する国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法 7 条)・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法 7 条)
-------------	---

	<p>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金(新型コロナ税特法4条1号) ・子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税特法4条2号) <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学資として支給される金品(所得税法9条1項15号)・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号) <ul style="list-style-type: none"> ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課 税 (※)	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金(事業所得者向け) ・家賃支援給付金 ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金(給与所得者向け) ・Go To キャンペーン事業における給付金 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金(雑所得者向け)

(※)事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は、この必要経費に該当します。

【具体的な解説】

国税庁等からコロナ関連の支援金等の税務処理について下記のリンクをご参照願います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の問9に国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取り扱いがあります。下記リンクに掲示しています。ご参照願います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

問9. 《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがあります、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

回答は上記P13、P14参照

個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の具体的な取扱い

法人でも個人でも国や地方公共団体から助成金が支給された場合、返還を要しないことが確定した時の収入に計上することが原則です。特に法律で非課税が謳われた助成金以外は課税対象になります。

それが経費に充てられた場合は、収入と経費が両建てになって課税対象はゼロ円になります。

しかし、固定資産を購入した場合は耐用年数の経過に応じて減価償却費が費用になっていきます。従つて、国庫助成金の額と固定資産の減価償却累計額は耐用年数経過年度に一致して、はじめて国庫補助金と減価償却費がバランスします。

しかし、課税面でみると、初年度で国庫助成金に課税しますので、機械器具を調達するという助成金の目的が達成されないことになります。そこで、購入した固定資産の取得価額を助成金の額だけ圧縮記帳損として初年度に損金算入して課税を緩和する圧縮記帳制度を取り入れています。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」補助金100万円の税務処理でも圧縮記帳制度がとられます。法人は国庫補助金を収益計上し圧縮損を費用計上し、個人は国庫補助金の金額を固定資産の取得価額から控除することにより収益も費用も計上しないという処理を行うことになります。様式は国税庁が定めた様式を使用します。圧縮記帳という方法で固定資産の取得価額を初年度に国庫助成金だけ引き下げて減価償却費を発生しないようにします。

補助金は売上などと同じく収入とみなされますから、その補助金に対しては税金がかかります。補助金を受取っても税金を一度に支払うことになれば、結果的に受取った補助金の金額 자체が減ってしまいます。圧縮記帳とは、補助金などの臨時に発生する一定の収入にかかる税金を、補助金を受取ったときに一度に課税するのではなくて、税金の支払いのタイミングを次年度以降に遅らせる制度となります。

これにより一度に税金を支払う必要がなくなり、補助金の効果が減少することはありません。

しかし、税金を一度に支払わなくて良くなるだけで、税金が免除されることではありません。

- 実際の申告の際は顧問税理士さんに相談してください。